桑名市
KUWANA CITY

資料6

次期計画期間中における地域包括支援センターの運営について（案）

（2021～2023年度）

本物力こそ桑名力

地域包括支援センターの現状　令和2年4月現在

地域包括支援センター	7期担当エリア	高齢者人口（後期高齢者数）	配置可能な職員数	令和2年4月1日現在の職員数
東部	精義・修徳・大成・立教・城東	7,005人（3,891）	8人	7人
西部	久米・桑部・在良・七和	7,737人（3,971）	8人	5人
南部	日進・益世・城南	5,976人（3,244）	8人	7人
北部東	長島・深谷・大和	6,914人（3,642）	7人	7人
北部西	多度・筒尾・松ノ木・大山田・野田・藤が丘・星見ヶ丘・陽だまりの丘・新西方 ※大山田コミプラ内の「福祉なんでも相談センター」に地域包括支援センターのサテライト型を設置	9,699人（4,139） 令和2年3月31日現在	※北部東、北部西包括なんでも相談センター職員・地域包括支援相談員を兼務で配置の為7人 7人	6人
市介護予防支援室	市内全域を対象 （各地域包括支援センターの後方支援、地域支援事業の企画・関係団体との調整などを行っています。）			7人 （内産休一人） 保健師・社会福祉士 介護支援専門員・事務職 を配置

★地域支援事業実施要綱においては、3,000人～6,000人に三職種を一人づつ専従で配置と規定されています。
★1つの地域包括支援センターで三職種（主任ケアマネ、社会福祉士、保健師等）と介護支援専門員の4人が1チームでの配置が一般的な現状です。

第8期地域包括ケア計画における地域包括支援センターの運営

現状	課題	今後の取組
・毎年度、事業運営方針をもと事業運営を行っている。 ・毎年度末に一次評価（外部評価）、二次評価（内部評価）を行い、地域包括支援センターの強み、弱みを分析し助言している。また、評価の高い包括については翌年度の委託料に加算を上乗せし、機能強化を図っている。	・一次評価・二次評価を毎年度行うことが、スケジュール的にタイトなこともあり、評価を行い、強み・弱みのフィードバックや次に活かすことが十分にできていない。	・外部評価や内部評価を受けながら、事業運営をしていくことは重要であり、十分にフィードバックも行い、次に活かせるよう評価手法を検討し、事業運営方針で示していく。 　また、フィードバックにはWG・部会も活用する。
・国の示す標準の職員配置である、１つの包括に三職種と介護支援専門員を１チームとして、数的には優位な配置ができるような体制をとっている。 ・８０５０問題に表されるような高齢者以外の複合課題のケース対応も増えてきている。 ・地域包括支援センター毎で、対象の高齢者数に差がある。高齢者の総合相談窓口として、個別ケースの相談対応、認知症をはじめとする、まちづくりにかかわること、地域のケアマネジャー支援など幅広い業務を範囲としている。	・人員確保が十分でなく、包括支援センターによって、職員の配置数に不足が生じている。 ・複合課題のケースの対応から、まちづくりに至る業務まで幅広い業務範囲が地域包括支援センターの負担となっている。 ・包括支援センター毎に対象となる高齢者数に差がある。	・地域包括支援センターの規定の職種以外の職種を地域包括支援センターに配置をすることで、負担軽減及び地域共生社会に向けた相談体制の機能強化を図っていく。 ・基準は守ったうえで、地域包括支援センターの増設や、高齢者数の増減に対応できるよう、職員配置も柔軟な形でできるようにしていく。 ・複合課題については、福祉なんでも相談センターや関係機関としっかりと連携していけるようにしていく。

第8期地域包括ケア計画における
地域包括支援センター設置　人員配置（案）

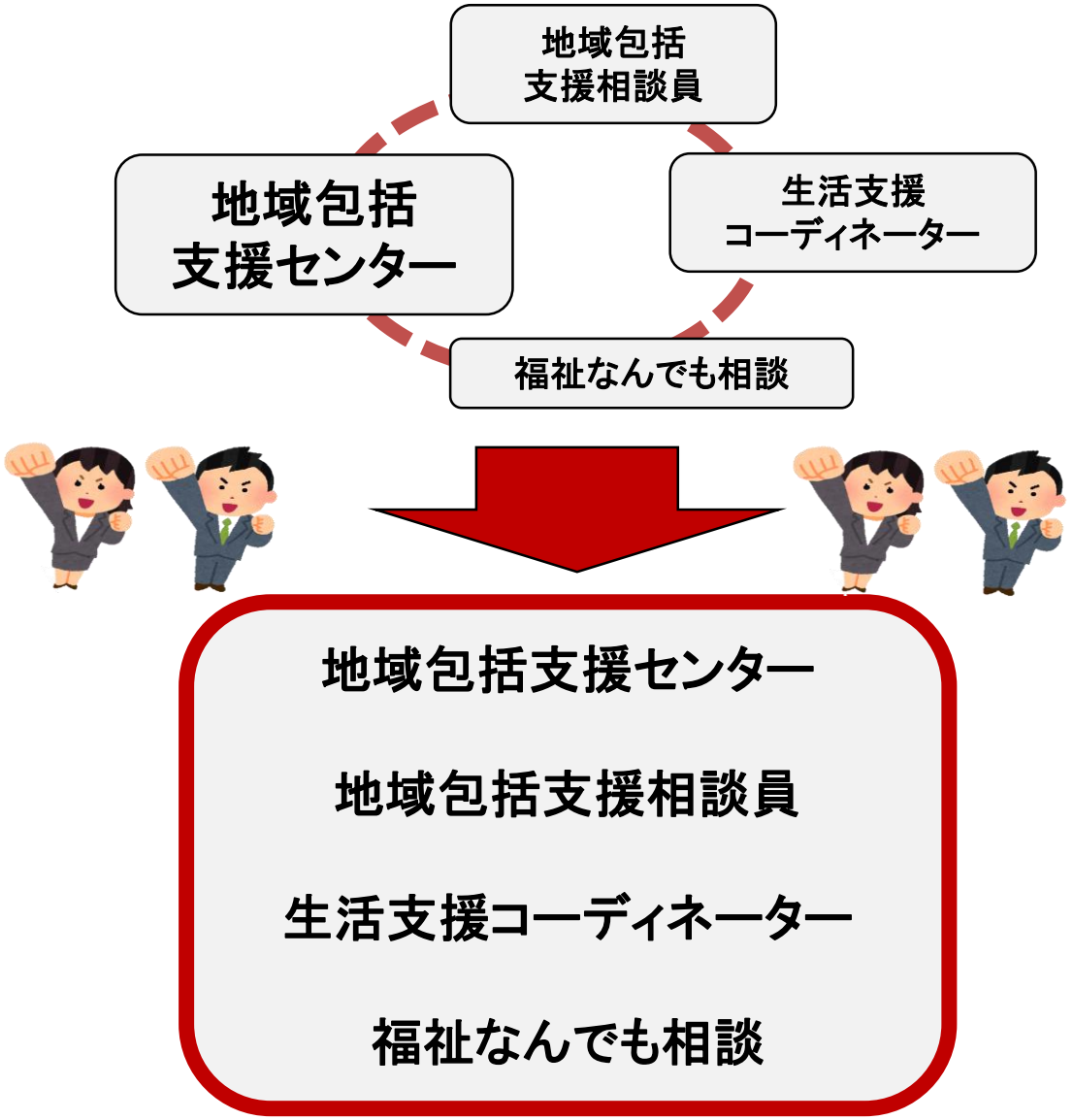

複合課題のケース対応や地域づくりをはじめとして、地域包括支援センターの重要性は今後も増していくと考えます。

『各々の地域感覚』を大切に、個別の支援や地域づくり・地域との協働を効果的に展開できるよう、『地域包括支援センター』に必須の人員とは別の職員を配置することを検討・実施していきます。

必須人員と別の職員としては、地域包括支援相談員、生活支援コーディネーター、福祉なんでも相談担当職員などを想定し、配置にあたっては、『地域包括支援センター』と一体的に業務が実施できる配置とします。

第8期地域包括ケア計画における
地域包括支援センター設置（案）

高齢者数の増減を見据えて、職員数の配置基準が柔軟にできるよう変更

包括	高齢者数	基本の 包括職員配置	包括職員の配置 の加減
東部	7,005人（3,891）	8	＋1
西部	7,737人（3,971）	8	＋1
南部	5,976人（3,244）	8	－1
北部東	6,914人（3,642）	8	
北部西	9,699人（4,139）	8	＋3

①基本を高齢者人口　3,000人で1チーム（三職種　＋　介護支援専門員　＝　計4人）と考えます。
②高齢者人口に応じて、職員の加配を可能とします。
　加配分の職員は非常勤でも可。ただし常勤換算で常勤配置とします。
　高齢者数　7000人～8000人につき職員を＋1人　、　8000人～9000人につき　＋2人　、　9000人～10000人につき　＋3人
　基本の4人を2チーム配置した上で、加配分の人員配置を可能とします。
③人口構造の変化や包括担当エリアの変更などにより、職員の減を可能とします。
　高齢者数　5,000人～6,000人につき、職員を－1人　4,000人～5,000人につき－2人　、3,000人～4,000人につき　－3人
④高齢者人口8,000人以上の担当包括は包括支援センターのサテライトの設置を可能とします。
⑤今後、期の途中でも、サテライト型を含め、地域包括支援センターの増減、担当エリアの変更も柔軟に考えていきます。
　その際には地域の方や関係団体などとも協議を行ってまいります。

第8期地域包括ケア計画における
地域包括支援センター設置（案）

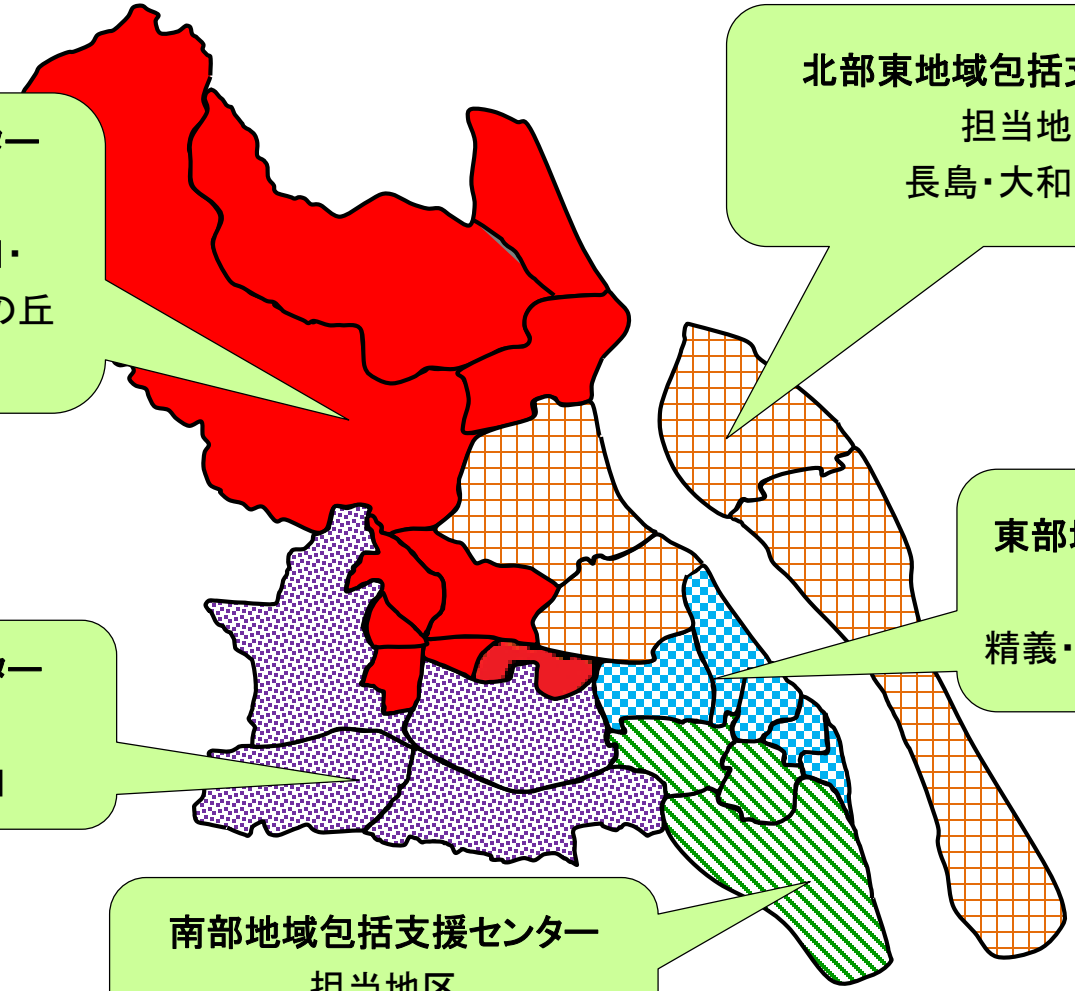

北部西地域包括支援センター
担当地区
筒尾・松ノ木・大山田・野田・
藤が丘・星見ヶ丘・陽だまりの丘
新西方・多度

北部東地域包括支援センター
担当地区
長島・大和・深谷

東部地域包括支援センター
担当地区
精義・立教・城東・修徳・大成

西部地域包括支援センター
担当地区
久米・桑部・在良・七和

南部地域包括支援センター
担当地区
日進・益世・城南